

# 特例退職被保険者制度のご案内

## 【KDD I 健康保険組合が行う特例退職被保険者制度】

1. 特例退職被保険者制度に加入できる人
2. 資格取得（加入）手続
3. 被扶養者の認定について（被扶養者の申請をする方）
4. 申請書提出期限
5. 被保険者証の交付について
6. 資格の喪失（脱退）
7. 保険料額について（保険料の決定）
8. 保険料納付期限と納付方法について
9. 保険給付
10. 保健事業の利用
11. 資格喪失後の受診等

この「特例退職被保険者制度」にご加入いただける方は当健康保険組合加入事業所を退職された方で、原則として後期高齢者制度の適用となる満75歳になったとき（又は、65歳以上75歳未満で寝たきり等で市区町村の障害認定を受け後期高齢者の適用となったとき）まで脱退することができません。

従って、当健康保険組合の特例退職被保険者制度又は任意継続被保険者制度に加入するか、国民健康保険に加入するか、よく比較して決めて下さい。

KDD I 健康保険組合

〒102-8460 東京都千代田区飯田橋 3-10-10

平成29年4月版

<http://www.kddikenpo.or.jp/>

## 1. 特例退職被保険者制度に加入できる人

退職して、厚生年金保険の老齢年金の受給ができ、次の要件すべてに該当している 74歳までの方です。

- ① KDDI健康保険組合における被保険者期間が20年以上ある方または40歳以降の被保険者期間が10年以上ある方（任意継続被保険者制度加入期間を含む）
- ② 後期高齢者制度の対象者（75歳以上・障害認定を受けた65歳以上の後期高齢者制度の対象者）でないこと
- ③ 老齢厚生年金の受給者であること（但し、加入申請は年金証書受領後3か月以内）

## 2. 資格取得（加入）手続

特例退職被保険者（以下、「特退者」という）加入希望者は次の書類を準備のうえ、健康保険組合に提出して下さい。

- (1) 「健康保険特例退職被保険者資格取得申請書」・（以下「申請書」という）……1部
- (2) 住民票：被扶養者のいらっしゃる方は本人のみ・被扶養者のいらっしゃる方は世帯全員（続柄記載）の個人番号が記載された住民票……………1部  
（KDDI健康保険組合の加入者でない方は個人番号記載のものをお願いします。）
- (3) 国民年金・厚生年金保険の老齢年金の受給確認  
「国民年金・厚生年金保険年金証書（写）」……………1部  
但し、退職後20日以内に特例退職制度加入申請をされる方で年金裁定請求中の方は「年金請求書※」を所轄の年金事務所へ提出する際、予め、その1ページのみコピーを取り、所轄の年金事務所の受付日付印を押してもらったもの……………1部  
※「年金請求書※」を提出した方は、約2ヶ月後に年金事務所から「年金証書」が送付されてきますから、受領しましたら直ちにその写しを当健康保険組合へ提出して下さい。
- (4) 「健康保険資格喪失証明書」……………1部  
KDDI健康保険組合加入者及び国民健康保険加入者を除く。（資格喪失日確認のため）

【注意】被扶養者のいらっしゃる方は、再度認定いたしますので、「非課税あるいは所得証明書」等を添付して下さい。詳細は、「3. 被扶養者の認定について」をご覧ください。

## 3. 被扶養者の認定について（被扶養者の申請をする方）

在職中の被保険者についての被扶養者認定の場合と同じ条件です。従来から当健康保険組合で認められていた被扶養者も再認定を必要とします。

また、被扶養者を申請する場合はその方の続柄と住所が確認できる住民票（世帯全員）・別居の場合は別居先の住民票（世帯全員）と被保険者からの送金額が確認できる書類、および、市区町村長が発行する課税証明書又は所得証明書、その他の必要書類を「申請書」に添付して提出して

下さい。なお、新たに被扶養者を追加する場合には住民票に個人番号が記載されているものをご提出下さい。

#### 被扶養者の範囲

- |   |
|---|
| <p>(1) 「特退者」の配偶者、子、孫、弟妹、父母等直系尊属で、「特退者」により生計を維持されている方</p> <p>(2) 「特退者」の三親等内の親族で同一世帯に属し、「特退者」によって生計を維持されている方</p> <p>※なお、年収130万円以上（60歳以上の方、および障害者の方の場合は180万円以上）ある方は認定できません。又、<u>後期高齢者制度の適用を受ける方も被扶養者とはなりません。</u></p> |
|---|

#### 4. 申請書提出期限

退職後引続き加入する場合、退職の翌日から20日以内に「申請書」に必要な書類を添付し、健康保険組合へ提出して下さい。（この場合、資格取得日は退職日の翌日に遡及します。）なお、KDDI 健康保険組合以外に加入されていた方は、加入していた健康保険組合等の資格喪失証明書を添付して下さい。

また、退職の翌日から20日以内の申請ではない方は、「年金証書」の到着日から3ヵ月以内に加入を申請することができます。この場合は、「申請書」の受理日が資格取得日となりますので、早めに手続きをお願いします。（国民健康保険の場合には、特例退職被保険者の資格取得日後、脱退の手続きが必要です。）

#### 5. 被保険者証の交付について

健康保険組合では、「申請書」を受理次第、保険料納付書を送付します。納付書により、郵便局窓口で保険料を納付してください。入金が確認でき次第、ご自宅宛に被保険者証（健康保険証）を簡易書留で送付します。（保険料納付につきましては、「8. 保険料納付期限と納付方法について」をご覧ください。）

#### 6. 資格の喪失（脱退）

次のいずれかの場合には、「特退者」の資格が喪失（脱退）になります。資格喪失(脱退)の場合は、健康保険証を5日以内に当健康保険組合にご返却ください。

- (1) 後期高齢者制度の適用を受ける満75歳になったとき（又は、65歳以上75歳未満で寝たきり等になって市区町村の障害認定を受け後期高齢者制度の適用となったとき）
- (2) 就職して他の健康保険の被保険者となったとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 海外に居住するようになったとき（日本国内での住民票を抹消したとき）
- (5) 生活保護を受けるようになったとき
- (6) 被用者保険の被扶養者になったとき
- (7) 保険料を納付期日までに納付しなかったとき

※（７）の理由により資格喪失(脱退)した場合は、改めて特例退職被保険者制度への資格要件を満たした場合でも、特例退職被保険者制度への再加入はできません。

## 7. 保険料額について（保険料の決定）

「特退者」の健康保険料は全員一律です。

平成29年度

特例退職被保険者の一般保険料	月額	26,240円
介護保険料	月額	4,224円
合計	月額	30,464円

(1). 保険料の算出方法（健康保険料と介護保険料）

① 健康保険料（標準報酬月額に1000分の82を乗じたもの）

$$320,000円 \times 82/1000 = \underline{26,240円}$$

② 介護保険料（標準報酬月額に1000分の13.2を乗じたもの）

$$320,000円 \times 13.2/1000 = \underline{4,224円}$$

(2). 介護保険料の徴収について

介護保険料は40歳以上64歳以下の被保険者及び被扶養者が第2号被保険者として徴収の対象になります。そのため、65歳以上の被保険者（ご自身が徴収の対象外）であっても、40歳以上64歳以下の被扶養者がいる場合、その被扶養者分（徴収の対象分）として介護保険料を当組合で徴収します。

（65歳以上の被保険者（ご自身分）は市区町村が年金より天引き等で徴収します。）

## 8. 保険料納付期限と納付方法について

保険料納付取扱金融機関は、**ゆうちょ銀行（郵便局）のみ**となりますので、「申請書」のゆうちょ銀行口座欄（**必ずご本人名義の郵便総合口座**）のご記入をお願いします。

最初の2ヶ月間はゆうちょ銀行（郵便局）窓口にて納付、3ヶ月目以降はゆうちょ銀行（郵便局）の自動払込制度による自動引落となります。

加入申請後に所定の「自動払込利用申込書」を送付しますので、最寄のゆうちょ銀行（郵便局）で自動払込の手続きをして下さい。

(1) 納付期限

**毎月10日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に保険料が引落とされます。**

**\*預金残高不足により、保険料の引落ができない場合は、納付期限の翌日に資格が喪失(脱退)になりますので、ご注意ください。（6.（7）の場合に該当）**

(2) 納付方法と割引制度

納付方法は単月払いと割引制度を利用する1年払い・半年払いがあります。

納付方法		引落日※但し、引落日の10日が 土・日・祝日の場合は翌営業日
毎月払い	毎月	毎月10日
1年払い	4月～翌年3月分	3月10日
半年払い	4月～9月分	3月10日
	10月～翌年3月分	9月10日

前納割引制度は原則、加入年の翌年度の4月分から1年払い（3月10日引落）及び半年払い（3月10日・9月10日引落）が利用できます。

但し、3月～8月新規加入の方で1年払いを選択された方は初年度のみ半年払い（9月10日引落）からの利用で、以後は1年払い（3月10日引落）の利用となります。

この方法によると年4分の利率で保険料が割引になります。

※ 前納の納付額

前納一括払い（12ヶ月払の支払額）			前納2回払い（6ヶ月払の支払額）		
健康保険料	介護保険料	計	健康保険料	介護保険料	計
308,280円	49,625円	357,905円	155,651円	25,056円	180,707円

医療機関（病院）への被保険者証の提示

新被保険者証を受領しましたら、その時点で病気治療中の人は「新被保険者証」を医療機関へ提示し、特例退職被保険者制度へ加入したことを申し出て下さい。

## 9. 保険給付

一般被保険者と同じ内容の給付が受けられます。（但し、傷病手当金・出産手当金は除く）  
「特退者」資格取得後、給付の対象となった時、「申請書」にご記入いただきましたゆうちょ銀行口座に給付金をお支払いたします。

## 10. 保健事業の利用

当健康保険組合の各種保健事業は、一般被保険者と同様にご利用いただけます。  
また、健康診断（特定健診、一般健診、人間ドック）を毎年、ぜひ受診してください。

### 11. 資格喪失後の受診等

健康保険の資格喪失後に医療機関に保険診療で受診されたり、健康診断を受診されたりしても、健康保険組合からは費用の支給は行えません。支給した場合にはご本人に返還して頂くこととなりますので、そのようなことがないよう、ご注意ください。

ご不明な点は、KDDI健康保険組合（TEL03-5212-3311）までご連絡下さい。